

令和 7 年 9 月 19 日

福井労働局長
石川 良国 殿

福井地方最低賃金審議会
会長 井花 正伸

福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 5 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった福井県繊維機械、金属加工機械製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。